

第 7 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 23 年 1 月 28 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 25 分
場 所	丸亀市役所 本館 2 階第 3 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 千枝、岡田 まゆみ、岡本 恵子、川邊 昭生、國越 照清、多田 仁美、 橘 節哉、馬場 俊作、日野 明世、福岡 由紀子、福田 誠、三宅 真弓 （五十音順、敬称略）〔以上 12 名出席〕 〔丸亀市〕 大林企画財政部長、矢野企画課長兼行政改革推進室長、小山企画課副課長、 佐藤財政課副課長、（行政改革推進室）高倉、真鍋
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 石原 國男、中尾 恵子、長山 貴之、山崎 純一 （五十音順、敬称略） 〔以上 4 名欠席〕
傍 聴 者	なし
議 題	(1) 第二次行政改革推進計画（案）について (2) 平成 21 年度健全化判断比率等について (3) そ の 他

会 議 概 要

企画課長兼行政改革推進室長（以下：企画課長）：ただ今から第 7 回行政改革推進委員会を開催いたします。本日はお忙しいところ、またお寒いなか、会議にご出席いただきましてありがとうございます。まず、会議に先立ちまして企画財政部長よりご挨拶申し上げます。

企画財政部長（以下：企財部長）：企財部長挨拶。

企画課長：本日は 16 名の委員中 12 名が出席されており、丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。ここからの会の進行は会長をお願いいたします。

日野会長：それでは、議事に移ります。まず初めに第二次行政改革推進計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

企画課長、真鍋、高倉（行政改革推進室）：【資料に基づき説明】

日野会長：ただ今の説明に対しましてご質問等をお伺いしたいと思いますが、事務局より説明がありましたように、今回の様式や進行管理の方法、各取組項目の分類が適切かどうかという点、また追加したほうがよいと思われる項目についてもご意見をいただければと思います。

橘副会長：大綱の 8 ページに体系図が記載されています。今回の推進計画案の資料は、この体系に沿って分類がされているとのことですが、体系のどこに該当するかがわかりにくく感じます。

岡本委員：最初に今回の行革のコンセプトについて説明がありましたが、この推進計画を全部読めばじっくりくるのかもしれませんが、全職員で取組を進めて行こうということであれば、各職員が、自分たちの課の取組は体系図のどの部分を取り組んでいるのかがわかるように、大きな視

点で行政改革に取り組めるような推進計画にする必要があると思います。

橘副会長：一番大事なことは今言われたように、全庁で共有していくというスタイルで、これが計画に取り入れられていないと、個々の取組はできるかもしれないが、市全体で行うという機運が高まらないと思います。

企画課長：貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。今回の計画は基本的に大綱に基づいて作っております。個々の推進計画を見ただけでもわかるように構成を考えたいと思います。

川邊委員：計画をすべて読んでみると、なるほどと思うのですが、中には疑問に感じるところも何点かあります。

企画課長：短時間で議論いただくのは非常に難しいということは承知しております。ご質問等がございましたら事務局まで提出いただければ、集約のうえ、皆様に回答させていただきます。

川邊委員：例えば民営化については、それぞれに問題があると思います。「市民目線で」ということをしきりに言われたように、市民にわかりやすく教えていただきたいです。

電子入札システムの導入にも取り組まれるようですが、随意契約の状況についても情報を提供して欲しいと思います。

監査事務については、外部監査を導入されているのでしょうか。そして監査の指摘事項についてはどのように対応されているのでしょうか。

幼保一元化の問題は非常に難しいということはわかるのですが、なぜいつまでも計画に挙げるのでしょうか。

企画課長：即答できかねるところもございますので、後日回答させていただきます。また、ご意見で計画に反映できる部分については対応させていただきたいと思います。

日野会長：計画の内容をあまり詳細にしすぎると、逆にわかりにくくなることもあると思います。

企画課長：計画にどこまで載せるかということもポイントになると思います。その点は再度事務局で検討させていただきます。

岡本委員：計画の中身についてなのですが、現在の基準値があり、今後 5 年間も同じ数値が続いているものがあります。現状維持ではなく、数値目標は将来的に高まっていくように考えるべきだと思います。

また、継続事業の中には前回達成できなかった数値目標が、今回そのまま 5 年間同じ数字になっているものがあります。前回の数値目標に固執せず、できなかったものは数値を修正して実現に向けて取り組むべきです。その点担当課とも十分協議していただくようお願いします。

企画課長：数値目標については担当課と調整できていない部分もありますので、調整・精査のうえ、現状にふさわしくしていきたいと思います。

日野会長：今各課から推進計画が出されていますが、課によって取り組む認識や記載方法に差があると思います。改革は共通認識の下に進めるべきだと思うのですが、そのために指示を出す権限はどこにあるのですか。

企画課長：行政改革推進室の業務だと認識しています。

川邊委員：補助金の適正化についての問題が挙げられていますが、補助基準を明確にして見直しを進めていただきたいと思います。

また各種審議会についてもできるだけ公募委員の割合を増やしてもらいたいと思います。

國越委員：民主党が子ども手当を導入しましたが、今後の見通しに不明瞭なところがあります。市の扶助費と効果が重複しないようにするべきだと思います。

また、市が関わるイベント等についても、収益が出ているものについては関係を見直すことも必要だと思います。

日野会長：皆さんの意見で共通するのは、改革する意識をどれくらい持っているかが数値目標に反映されるということ、また、計画として出せばいいのではなく、改革をしようという意欲を持った計画にしてもらいたいということだと思います。

岡田委員：この計画は最終的に市民に公表されると思いますが、継続の取組については、前回の結果についても記載するほうがわかりやすいのではないかと思います。

企画課長：今までの進行管理の中で完結したものについては、第一次の行革で終了しています。また、達成ができなかったものや、期待された効果まで至らなかったもののうち、引き続き取り組まなければならないものについては、今回継続事業として計上しています。

これまでの結果の記載については、現状分析の欄に記載できる範囲で盛り込んでいければと思います。

橘副会長：PDCAサイクルにおいて、今言われたようにある程度達成したものの取扱が問題になります。それは、ある時期には達成できていても、別の時期になれば達成できていない状況になることがあるということです。その状況を誰が、どのように把握をしていくかが一番難しいところだと思います。

企画課長：そういった点も含めて、毎年見直しをかけていき、追加すべきものは追加し、削除すべきものは削除するなど、進行管理の中で随時変更していきたいと思います。

川邊委員：児童施策の補助金の項目については、子ども手当の問題も含めて考えるべきです。

また、市の保育所には待機児童はいないとなっているが、実際のところはどうなのでしょう。

日野会長：待機児童は、いつの時点で調査するのかといったことにも影響されます。年度当初は待機児童がいなくても、年度途中には入所できないといったこともあると思います。

岡本委員：中身を読んでいて、取組の理由説明がすんなりと理解できないものが見受けられます。そういう部分については事務局で再度精査していただくようお願いいたします。

例えば民間への管理委託に関して言えば、委託することにより管理経費が縮減されるという理由がわかりません。管理経費は 0 になるかもしれませんが、委託料で経費は計上されると思います。

高倉（行政改革推進室）：確認して、次回までに修正して報告します。

企財部長：最初の説明にもありましたように、全庁的に取組を進めるため、各課が項目を挙げていますが、集計作業が直前になったため、調整が十分に取れていない部分につきましてはお詫びいたします。調整できるものにつきましては、今後作業を進めてまいります。

岡本委員：公共施設の有効活用について、市町合併により同一目的の施設が複数あるということですが、有効利用するために新たな用途への転用はできると考えているのですか。

企画課長：公共施設の活用について、庁内での有効利用が期待できないものについては、売却も含めた用途変更が選択肢の一つと考えられます。また、平成 18 年に地方自治法が改正されたことにより、行政財産の貸付について弾力的な運用が可能になりました。

公共施設整備の際に補助金の交付を受けていることも考えられます。償却期間を経過していれば問題ないのですが、用途変更することとなれば、補助金の返還も考慮しなければなりません。

岡本委員：返還に要する費用や維持費と売却価格を比較するということですか。

企画課長：そういったことも含めて総合的に検討しなければならないと考えています。具体的には飯山市民総合センターの 3 階を農水省に貸付している例や、庁内の利用が見込まれない市営住宅の跡地などの売却などが挙げられます。

川邊委員：公共施設の使用料の見直しという項目については、例えば団体がコミュニティセンターで会合を行うと有料ですが、無料となることもあるようです。原則有料にすべきだと思います。その点市はどうお考えでしょうか。

企画課長：表現がわかりにくかったのかもしれませんが、公共施設の使用は原則有料です。無料となっている部分の一部見直しを行うということです。

日野会長：他にご意見等ございませんか。それでは、次の議題に移ります。健全化判断比率等について事務局の説明をお願いします。

財政課副課長：【資料に基づき説明】

日野会長：ただ今の説明に対してご質問やご意見はございませんか。

川邊委員：基金の残高が今後 60 億円から 40 億円と、20 億円ほど減っていくようですが、どういった理由によるものなのでしょうか。

また退職手当債についてはどういう理由で発行していないのですか。

財政課副課長：平成 26 年度までは合併算定換えということで、地方交付税が多く配分されていますが、平成 27 年度以降は段階的に減少していくことから、基金を取り崩して財政運営をする必要があると考えていることによるものです。

退職手当債は、借金をしてまで退職金を賄うべきではないとの考えから発行していません。

國越委員：行政と財政は切り離して議論することはできないことから、「行政改革」ではなく、「行財政改革」という名称に変更されてはどうでしょうか。

企財部長：考え方はいろいろあると思いますが、行政と財政は車の両輪で、別個に区別することはできませんが、財政改革も行政改革の一つだと考えています。

川邊委員：行財政の改革は行政の仕組みを変えることと、金額そのものを低減することという二つの要素があると思います。この委員会で考えることは、単に金額を減らすのではなく、行政の仕組みを変えることによって金額を減らすことだと思います。

企財部長：質的、量的改革を並行して進めてまいりたいと思います。

日野会長：第二次行革大綱では質と量の両輪で改革を進めてくこととなっています。そういった意味ではこれまで以上に数字で表れない部分についてもご意見いただきたいと思います。

他にご意見が無いようですが、事務局より何かありますか。

企画課長：推進計画案に対するご意見やご質問がありましたら、短期間で申し訳ありませんが、2 月 4 日までに事務局へ提出をお願いいたします。次回の会の日程ですが、2 月 18 日午後 2 時からの予定にしております。

日野会長：それでは本日の委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。